

船舶事故調査報告書

平成25年5月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成24年8月25日 18時00分ごろ
発生場所	宮崎県日南市目井津漁港 日南市所在の目井津港北沖防波堤灯台から真方位267° 850m 付近 （概位 北緯31° 32.6′ 東経131° 23.1′）
事故調査の経過	平成24年10月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十一 ^{めいせい} 明生丸、119トン MZ1-375（漁船登録番号）、明生水産有限会社 31.10m (Lr) × 5.80m × 2.65m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数610、昭和58年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 五級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 平成9年2月6日 免状交付年月日 平成23年12月27日 免状有効期間満了日 平成29年2月5日 機関長 男性 51歳 五級海技士（機関）（機関限定） 免許年月日 昭和56年2月9日 免状交付年月日 平成23年12月27日 免状有効期間満了日 平成29年1月16日
死傷者等	なし
損傷	機関室及び操舵室全焼
事故の経過	本船は、船長、機関長ほか日本人8人及びインドネシア人実習生6人が乗り組み、目井津漁港に係留していたが、平成24年8月25日08時00分ごろ、港内を移動して ^{こくぞう} 虚空蔵島南側の岸壁に左舷着けて係留するとともに、主機を停止し、着岸後は乗組員が離船し始めた。 船長は、11時30分ごろ発電機を停止して220Vの陸電を取り、全員が離船した後は適宜に見回りをするため、機関室、食堂、船

	<p>内通路などの照明を点灯した状態とし、12時00分ごろ最後に本船を離船した。</p> <p>船長は、16時45分ごろ機関室及び食堂の見回りを、機関長は、17時00分ごろ操舵室の見回りをそれぞれ行ったが、異常を認めずに離船した。</p> <p>岸壁に係留中の漁船で作業していた地元漁業者は、18時00分ごろ、本船船尾方の岸壁で釣りをしていた人から、本船から煙が出ていることを知らされ、岸壁に設けられた陸電ボックスのブレーカーを「オフ」とし、18時11分ごろ消防署に通報した。</p> <p>船長ほか乗組員は、地元の防災無線などで本船の火災を知り、本船に駆けつけて機関室内に入ろうとしたが、煙で入ることができなかった。</p> <p>本船は、18時23分ごろから消防車及び地元消防団によって消火活動が行われ、その後は巡視艇も消火活動に加わったが消火できないので、機関室左舷側外板の2か所に穴を開けて浸水による消火活動が行われ、翌26日02時30分ごろ沈没して火災は鎮火した。</p> <p>本船は、クレーン車によって吊り上げられたが、機関室及び操舵室が全焼しており、廃船処分された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約8m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、機関の海技免状も有しており、1年前まで本船に機関長として乗船していたことから、機関部の職務をほとんど行っていた。</p> <p>機関長は、漁ろう長を兼務しており、乗船中は主に漁ろう長職をとっていた。</p> <p>船長及び機関長は、たばこを吸わなかった。</p> <p>機関室は、船体の船尾寄りに配置されており、上方に操舵室、船尾方に食堂及び船員室、船首方に魚倉が設けられ、主配電盤が機関室上部の左舷側に設置されていた。</p> <p>船長は、陸電に切り替えた際、陸電の供給電力が小さいので、主配電盤の照明系統の100V給電盤のブレーカーを「オン」とし、動力系統の220V及びバッテリー系統の24Vの各給電盤のブレーカーを「オフ」とした。</p> <p>焼損状況は、機関室出入口付近の壁に設けられた陸電コード用のコンセントから主配電盤までの電気配線と主配電盤内の焼損が最も激しかったが、それらの電気系統は、焼損が激しい上に沈没したことから、出火につながる溶融痕等は確認されなかった。</p> <p>本船は、船舶所有者が平成16年ごろ購入した後、電気配線を新替えたことはなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし</p> <p>本船は、目井津漁港の岸壁に係留中、機関室から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、焼損状況から、陸電コード用のコンセントから主配電盤までの電気配線又は主配電盤内が短絡等により出火して機関室に延焼した可能性があると考えられるが、それらの電気系統の焼損が激しく、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、目井津漁港の岸壁に係留中、機関室から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気配線の摩耗及び亀裂の有無の確認を適宜行うこと。 ・ 電気機器及び電気配線は、定期的に絶縁抵抗測定を十分に実施すること。